

申請者様 及び 設計者様

確認申請図書の審査における留意事項

近年、確認申請図書において、図面間の不整合や記載不備が極めて多い案件が散見されております。これら不備の多い物件は、審査に膨大な時間を要するだけでなく、精査の過程で致命的な法違反が見落とされるリスクを内包しており、他の適正な申請案件の審査遅延を招く等、行政運営上の大きな課題となっています。

よって、沖縄市としては適正な審査環境を確保し、設計者に対して図書の精度向上を強く求めるため、確認申請図書の審査については下記の通り運用しておりますのでご注意ください。

【補正等の書面等の交付又は適合するかどうかを決定することができない旨の通知（期限付）に該当する事例】

- ・ 軽微な修正又は追加資料が必要な場合。
※再審査期間は法定期限には含みません。

【適合するかどうかを決定することができない旨の通知（無期限）の交付に該当する事例】

- ・ 理由を問わず審査中に建築計画が変わる場合。
- ・ 意匠、設備、構造図及び計算書が意図的又は明らかなチェック不足により不整合の場合。
※誤謬・脱漏や不整合が極端に多い場合や申請図書等に記載すべき事項が大幅に欠落しており法適合審査ができない場合を含みます。
- ・ 許認可と申請内容が異なる場合。
- ・ 敷地面積の計算を意図的に改ざんする等をして適合を装った場合。
- ・ 他の建築物の構造計算書等が添付されている場合。
- ・ 学会基準等を意図的に誤って適用することにより有利な結果を偽装した場合。

【適合しない旨の通知に該当する事例】

- ・ 建築基準関係規定に適合しないことが確認された場合。